



産業廃棄物処理業者に対する行政処分を行いました

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の3の2の規定により、下記のとおり行政処分を行いました。

1 被処分者

住 所 長野県千曲市大字粟佐1254番地4
名 称 株式会社内山総合設備
代表取締役 増田 政雄

2 処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 命令書交付日

令和4年5月14日

4 処分の理由

株式会社内山総合設備は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)違反により、平成30年11月15日に上田簡易裁判所において罰金刑が確定し、同日に執行を終えた。

また、同社の役員は、同違反により、平成30年11月16日に上田簡易裁判所において罰金刑が確定し、同日に執行を終えた。

このことにより、株式会社内山総合設備及び役員は法第14条第5項第2号イ及びニに規定する法第7条第5項第4号ニの欠格要件に該当することから、株式会社内山総合設備が法第14条の3の2第1項第1号及び第2号に該当するため。

環境部資源循環推進課 廃棄物審査係
(課長) 滝沢 朝行 (担当) 小林 碧
電話 : 026-235-7164 (直通)
026-232-0111 (代表) 内線 2826
FAX : 026-235-7259
E-mail junkan@pref.nagano.lg.jp